

# 総合評価方式に関する 運用ガイドライン

平成20年 2月制定

小矢部市

# 運用ガイドライン目次

1 . はじめに	
1 - 1 総合評価方式の導入の背景	2
1 - 2 ガイドラインの目的	2
2 . 総合評価方式の概要	
2 - 1 総合評価方式の意義	3
2 - 2 総合評価方式とは	3
2 - 3 総合評価方式の体系	4
2 - 4 学識経験者からの意見聴取	5
2 - 5 総合評価方式の基本的な流れ	6
3 . 総合評価方式の手順	
3 - 1 総合評価方式の対象工事	7
3 - 2 総合評価方式の型式の選択	7
3 - 3 評価項目及び評価基準等	9
3 - 4 入札公告及び指名通知の手続	12
3 - 5 総合評価方式の入札	14
3 - 6 技術提案の評価の方法	14
3 - 7 総合評価の方法	15
3 - 8 落札者の決定	16
3 - 9 評価内容の担保	16
3 - 10 学識経験者からの意見聴取	19
3 - 11 入札結果等の公表	22
3 - 12 苦情処理	22
4 . 要領	
(1) 総合評価方式試行要領	24
(2) 総合評価委員に関する要綱	27
5 . 総合評価方式書式・様式	
(1) 指名通知書(例) 別紙	28
(2) 提出様式	32
(3) 評価様式	39
(4) 入札結果	44

## 1. はじめに

### 1-1 総合評価方式の導入の背景

公共工事は、国民の生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、公共工事に関しては、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が施行された。

「品確法」の第3条「基本理念」においては「公共工事の品質は(中略)、経済性に配慮しつつ価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、本市においても、同法を踏まえ、本市の実情に応じた「総合評価方式」を試行する。

### 1-2 ガイドラインの目的

「総合評価方式」の導入にあっては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、どのような評価指標で技術提案等を評価するのか、そのための評価項目をどのように設定するのかなど、新たに検討を行うことが必要である。

また、この方式により入札契約を行う場合には、地方自治法に「学識経験者から意見を聴かなければならない」と規定されていることから、これまでとは異なる手続きが必要である。

このため、本ガイドラインは、小矢部市発注工事において、品確法に基づき公共工事の品質確保を推進していくために、「総合評価方式」を適用する意義を示すとともに、効果的、効率的な評価項目の設定や円滑な実施を確保するために必要な実施手順を明らかにすることを目的とする。

なお、本ガイドラインの内容は当分の間、一般土木工事を対象とし、今後、対象工事の種類を拡大していくとともに、試行結果等を踏まえ逐次改訂を図っていくものとする。

## 2. 総合評価方式

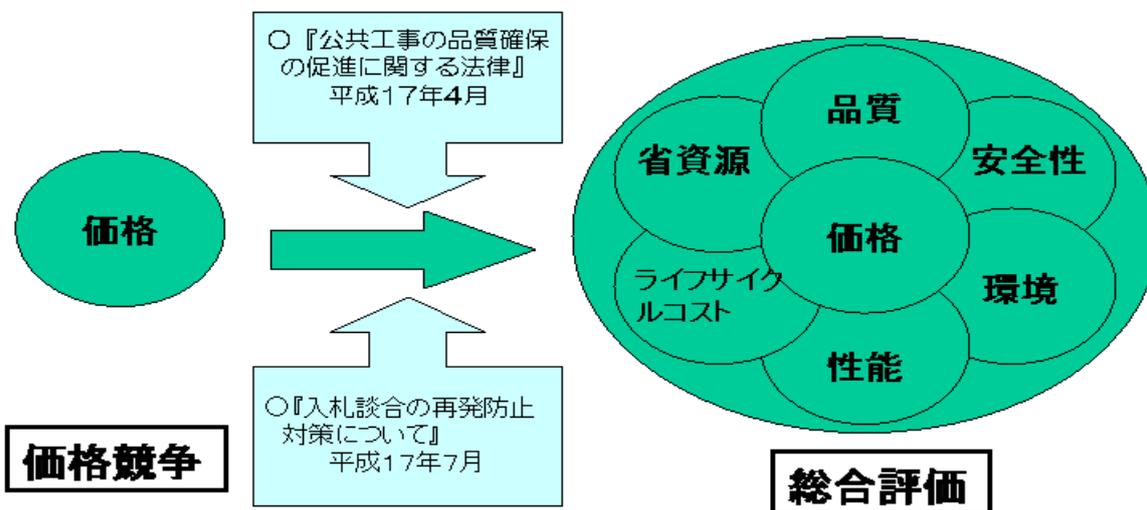
### 2-1 総合評価方式の意義

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。その中で、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、市民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

## 総合評価方式について

- ・「**価格**」と「**価格以外の要素**」とを総合的に評価して落札者を決定する方式



### 2-2 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素(技術力等)」を総合的に評価して落札者を決める新しい入札・契約制度である。総合評価方式による落札者は、入札価格が予定価格内にある者のうち、次の除算方式で求められる評価値の最も高い者とする。

価格以外の要素(技術力等)

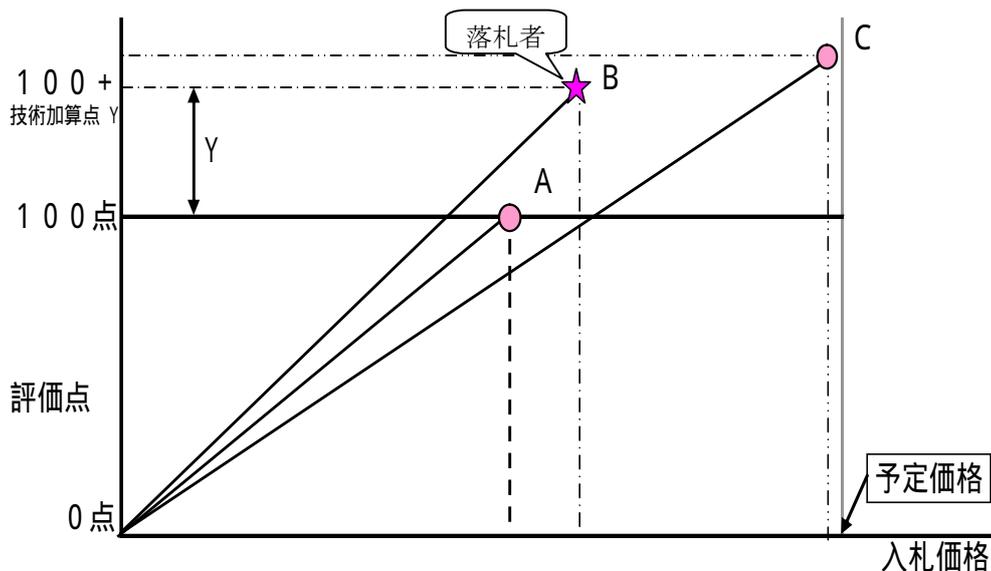
【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{入札価格(百万円)}} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点}}{\text{入札価格(百万円)}}$$

標準点: 要求要件を最低限満足する技術提案について100点の標準点を与える。  
技術加算点: 技術提案に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。  
入札価格: 入札価格として使う数は、百万円単位の数とする。

○ 総合評価方式による落札者決定の例

	A社	B社	C社
入札価格	90百万円 (最低価格)	95百万円	110百万円
技術加算点	0点	10点	15点 (最高点)
評価値	$\frac{(100+0)}{90}$ = 1.11111	$\frac{(100+10)}{95}$ = 1.15789	$\frac{(100+15)}{110}$ = 1.04545
結果		落札	



### 2 - 3 総合評価方式の体系

工事の特性(工事内容、規模等)に応じて、総合評価方式の型式を次のとおりとする。

#### ① 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性及び維持管理の容易性、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

(例:地質条件により特殊な技術を必要とするトンネル・ダム工事等)

#### ② 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等一般的な技術提案を求め、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等を評価項目として技術提案を評価し、技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

(例:交通規制日数の短縮が求められる現道上の工事等)

#### ③ 簡易型

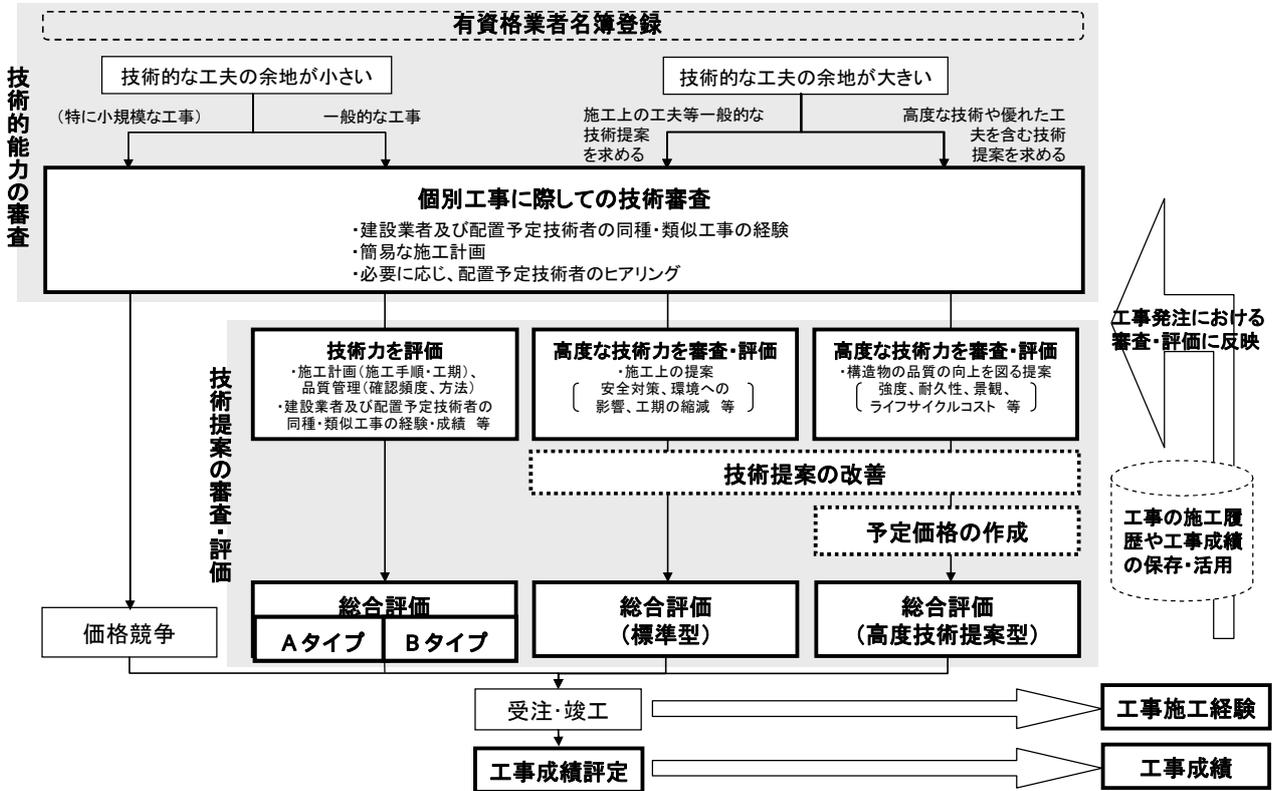
技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等を評価項目として技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

(例:施工条件の良いバイパス工事での舗装や二次製品据付工事等)

なお、工事内容により、AタイプとBタイプに区分する。

A:簡易な施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び企業の地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事

B:企業の施工能力及び企業の地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事



※個別工事に際しての技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。  
 ※技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。  
 ※技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。  
 ※総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

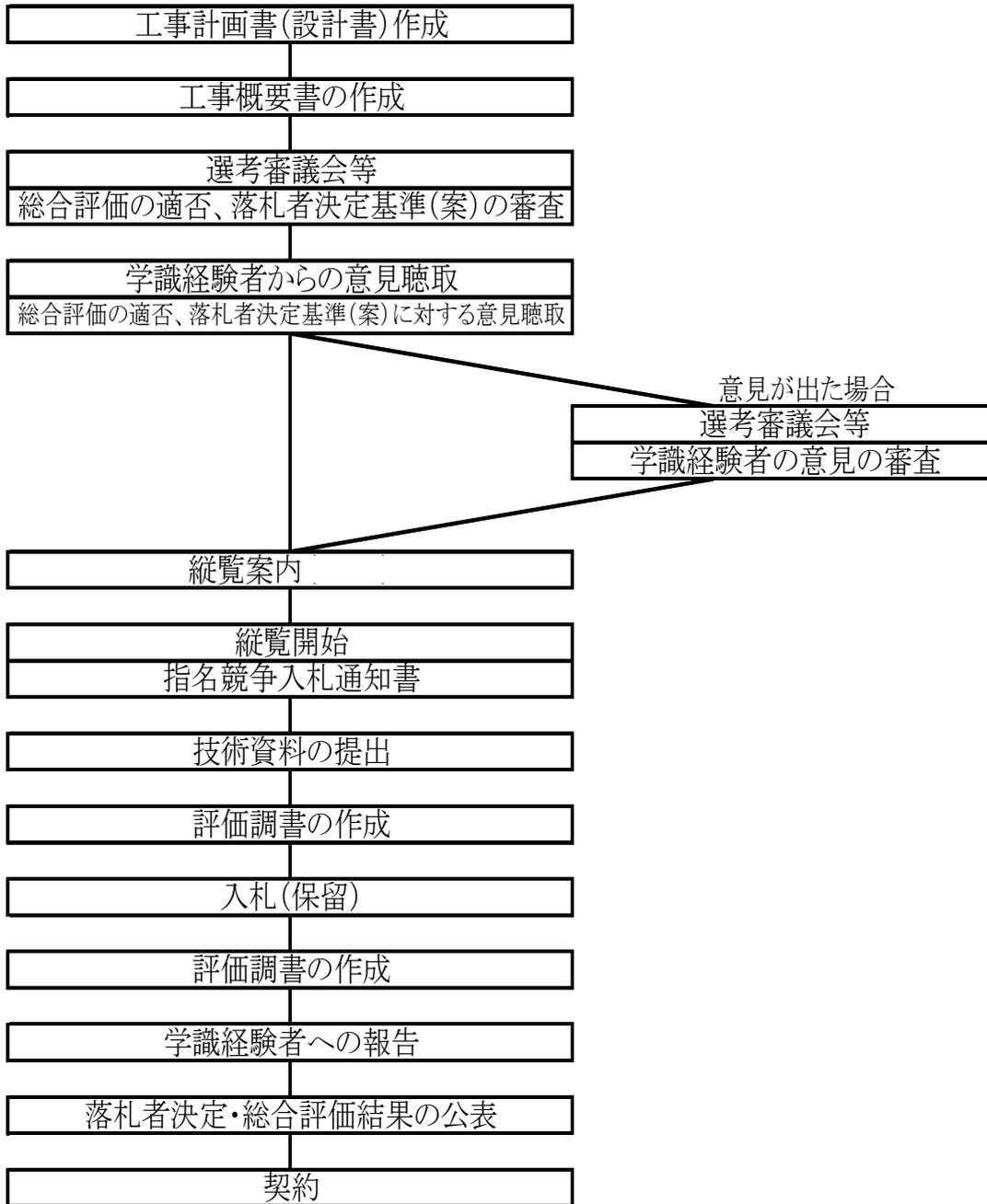
## 2 - 4 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4により地方公共団体において総合評価方式を行う場合は、案件ごとに以下の3段階において、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている。

- ① 総合評価方式を行おうとするとき  
総合評価方式によることの適否
- ② 落札者決定基準を定めようとするとき  
当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- ③ 落札者を決定しようとするとき  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、性能、機能、技術等と価格を総合的に評価して市にとって最も有利な者の決定

## 2 - 5 総合評価方式の基本的な流れ

○ 簡易型 A・Bタイプ（指名競争入札の場合）



### 3. 総合評価方式の手順

#### 3-1 総合評価方式の対象工事

総合評価方式の対象工事は、入札価格と企業が持つ技術的な要素(以下「技術提案」という)とを一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は除くものとし、災害復旧工事及び設計金額1000万円未満の工事は、原則として対象外とする。

#### 3-2 総合評価方式の型式の選択

工事の特性(規模、技術的な工夫の余地等)に応じて、個別工事ごとに判断を行ったうえで、「高度技術提案型」「標準型」「簡易型A」「簡易型B」のいずれかの型式を選択する。

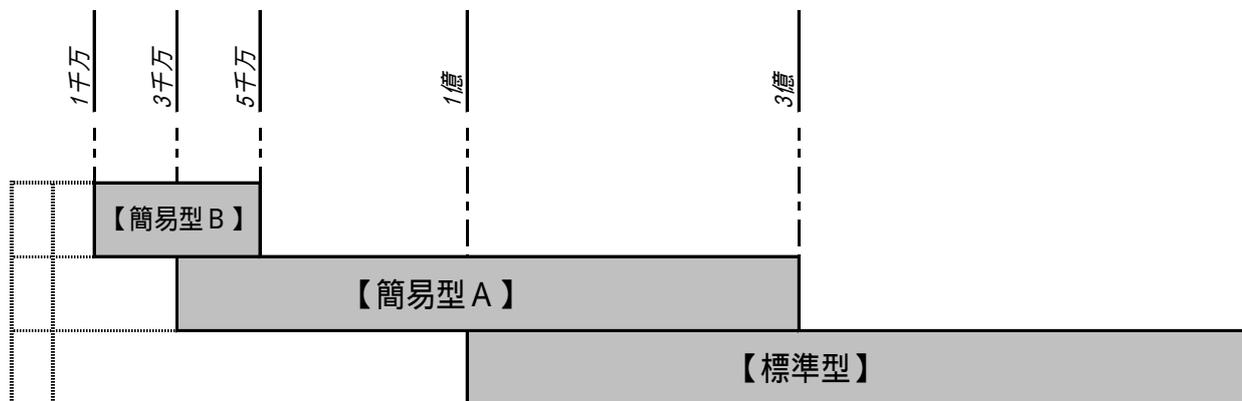
##### ○ 評価項目及び技術加算点

評価項目		評価型式	高度技術提案型	標準型	簡易型	
					A	B
高度な技術提案			●			
施工に係る技術提案			○	●		
基本項目	簡易な施工計画		○	○	●	
	企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO 認定)		○	●	●	●
	配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格)		○	●	●	
	企業の地域性・社会性 (災害協定・消防団員・除雪契約)		○	●	●	●
技術加算点			30~50点	20点	15点	10点

●必須項目 ○選択項目

##### (参考) 各型式の使い分け

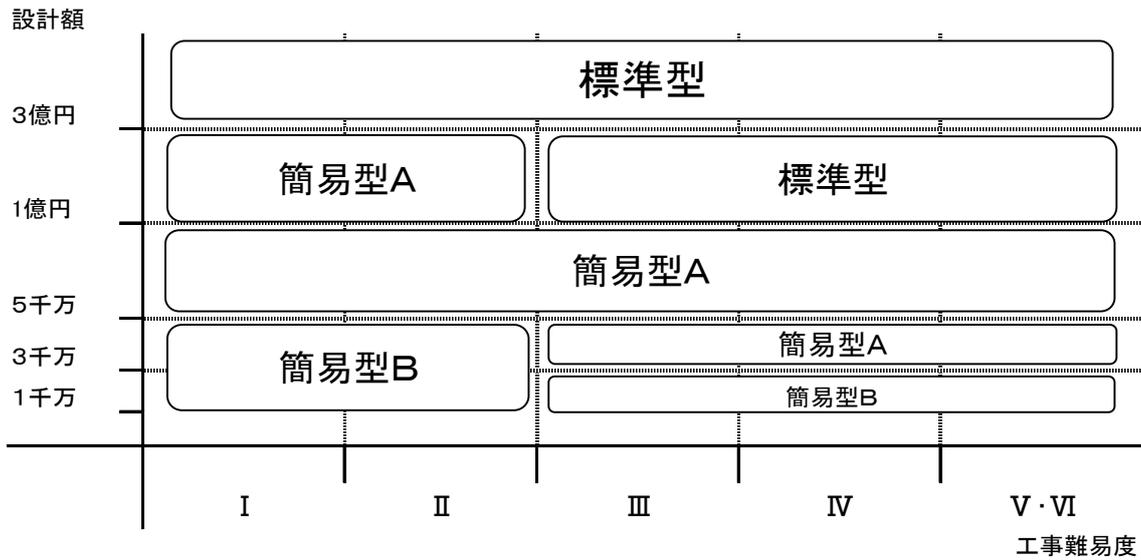
各型式の使い分けについては、原則として個別工事ごとに判断するものとするが、参考までに、設計金額による使い分けの目安を下記に示す。(高度技術提案型については、個別工事ごとに判断する。)



※型式が重なる部分については、工事の難易度や施工条件等により発注者で判断する。

※工事の内容等により1ランク上の型式も適用可能(下のランクの型式は不可)。

○ 設計額と工事難易度



技術難易度の目安

事業分類	工事区分	工事難易度					
		I	II	III	IV	V	VI
河川	堤防、護岸、床止め、床固め、浚渫、維持	易	やや難	難			
	樋門、樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防堰堤、斜面对策		易	やや難	難		
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工等	易	やや難	難			
	共同溝(推進、開削)、橋梁上部、下部工、電線共同溝、CAB		易	やや難	難		
公園		易	やや難	難			

※下水道事業の難易度については、事業課と個別に協議する。

### 3 - 3 評価項目及び評価基準等

総合評価方式における評価項目及び評価基準等は以下のとおりとする。

#### 3 - 3 - 1 評価項目、評価基準及び配点

##### ○ 高度な技術提案

評価項目	評価内容及び評価基準	配点	備考
高度な技術提案		120 ～ 400 点	・工事の特性、他の評価項目の有無によって配点を変える

##### ○ 施工に係る技術提案

評価項目	評価内容及び評価基準	配点	備考
施工に係る技術提案		40 点～ 80 点	・簡易な施工計画の提出を求める場合には、40点とする。

##### ○ 簡易な施工計画

評価項目	評価内容及び評価基準	配点	備考
簡易な施工計画	材料の品質管理に係る技術的所見	40 点	・複数の課題の提出を求める場合には、課題ごとの配点を明示する。
	施工上の課題に対する技術的所見		
	施工上配慮すべき技術的所見		

##### ○ 企業の施工能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考	
企業の施工能力	施工実績	一定期間の同種工事の実績の有無(市発注工事)	あり	5 点	・一定期間とは、5年間(前4年度+発注年度の直近四半期までの期間)に完工検査を終了したもの。 ・契約額 600 万円未満の工事及び工事成績評点が 60 点未満の工事は実績と認めない。
		なし	0 点		
	工事成績	一定期間の同種工事の工事成績評定点の平均点(市発注工事)	70 点以上	20 点	・一定期間とは、5年間(前4年度+発注年度の直近四半期までの期間)に完工検査を終了したもの。 ・契約額 600 万円以上の工事の工事成績評定点の平均点(小数点第1位の数字を四捨五入)
			70 点未満 60 点以上	10 点	
			60 点未満	0 点	
	優良表彰	発注年度の前3年度における優良工事表彰の有無(同種工事に係るものに限る)	知事賞・部長賞・最優秀賞	10 点	・富山県建設優良工事表彰 ・小矢部土木振興会表彰 ・高岡農地林務事務所優良工事表彰
			優秀賞・良賞・佳賞	5 点	
			なし	0 点	

	ISO認定	ISO9001の取得の有無	あり	5点	・技術資料提出の締切日時点において、ISO認定の有効期間内にあること。
			なし	0点	
配点計				40点	

○ 配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考	
配置 予定 技術 者の 能力	施工実績	主任(監理)技術者としての一定期間の同種工事の実績の有無(市発注工事)	あり	5点	・一定期間とは、5年間に完工検査を終了したもの。 ・契約額600万円未満の工事及び工事成績評点が60点未満の工事は実績と認めない。
		なし	0点		
	工事成績	主任(監理)技術者としての一定期間の同種工事の工事成績評定点の平均点(市発注工事)	70点以上	10点	・一定期間とは、5年間に完工検査を終了したもの。 ・契約額600万円以上の工事の工事成績評定点の平均点(小数点第1位の数字を四捨五入)
			70点未満 60点以上	5点	
			60点未満	0点	
	主任(監理)技術者の保有する資格		1級国家資格者又は技術士	5点	・一級国家資格者又は技術士とは、施工管理技士などの一級の技術検定合格者、一級建築士及び技術士をいう。(建設業法第15条第2号のイに該当する資格を保有する者)
上記資格なし			0点		
配点計			20点		

○ 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考	
企業 の 地域 性 ・ 社会 性	主たる営業所の所在地	市内	5点		
		市外	0点		
	災害協定	災害協定への参加の有無	あり	5点	・「小矢部市 災害時における応急対策業務に関する協定」への参加の有無。
			なし	0点	
	消防団員の雇用	小矢部市消防団員の雇用の有無	あり	5点	・常勤社員として雇用。
			なし	0点	
除雪契約	前2年度の受託実績の有無	あり	5点	・小矢部地内において市、国、県と除雪業務委託契約を行ったもの。	
		なし	0点		
配点計			20点		

### 3 - 3 - 2 技術的評価項目及び客観的評価項目

評価項目のうち、「高度な技術提案」、「施工に係る技術提案」及び「簡易な施工計画」を技術的評価項目といい、また、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域性・社会性」を客観的評価項目という。

### 3 - 3 - 3 簡易な施工計画について

簡易型Aの評価項目のうち、「簡易な施工計画」については、

- 材料の品質管理に係る技術的所見
- 施工上の課題に対する技術的所見
- 施工上配慮すべき技術的所見

の項目の中から、工事ごとに発注者が課題を設定する。

#### ○参考

課題の設定(例)

#### 【共通】

- ・〇〇工の実施手順について
- ・〇〇工の工程管理について
- ・〇〇工の冬期施工上の問題点とその対策について
- ・〇〇工の品質管理を行うための手順について
- ・〇〇工施工時の安全対策について

#### 【河川工事(橋梁工事含む)】

- ・出水時の現場内機材流出防止対策について
- ・出水に関する情報把握とその対応について
- ・河川堤防法面植生工の冬期施工上の留意点について

#### 【橋梁工事】

- ・上部工架設時の安全管理について
- ・場所打杭工施工時の水質汚濁に留意した施工計画について

#### 【道路工事】

- ・ボックスカルバート工施工時の交通処理計画について
- ・軟弱地盤上の初期盛土に当たっての留意事項について

#### 【土工事】

- ・大規模切土工の施工上の問題点とその対策について
- ・盛土工事の品質確保のための施工上の工夫について

#### 【舗装工事】

- ・舗装の品質確保のための施工上の工夫について
- ・天候予測と施工予定日の天候を踏まえた工程管理について

#### 【高所作業を伴う工事】

- ・転落防止に留意した安全管理上の工夫について

#### 【コンクリート構造物】

- ・品質確保の観点からコンクリート打設時の施工上の工夫について
- ・厳寒期のコンクリート打設・養生についての施工計画について

### 3 - 3 - 4 施工に係る技術提案について

標準型の評価項目のうち「施工に係る技術提案」における技術提案事項は、工事毎に発注者が課題を設定する。

○参考 課題の設定(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○工施工時の騒音レベルの低減に関する技術提案</li> <li>・工事日数の短縮(早期の効果発現)に関する技術提案</li> <li>・交通規制の短縮日数に関する技術提案</li> <li>・工事中の歩行者通路幅の確保に関する技術提案</li> <li>・工事排水の浮遊物質(SS)の低減に関する技術提案</li> <li>・舗装の平坦性に関する技術提案</li> <li>・排ガス対策型建設機械(第2次基準値適合)の使用率</li> <li>・舗装材料に係るアスファルト再生骨材の使用率</li> </ul>
---

### 3 - 3 - 5 評価基準

「簡易な施工計画」「施工に係る技術提案」の課題の作成にあつては、課題に対する入札参加者の回答を想定しながら、事前に発注者としての評価基準を作成しておくこと。基準の作成に当たっては、担当課において十分議論のうえ建設業者選考審議会(以下「選考審議会」という)において審議すること。

## 3 - 4 入札公告及び指名通知の手続

### 3 - 4 - 1 一般競争入札

#### ○ 入札公告

一般競争入札において、総合評価方式による入札を行う場合においては、次の各号に掲げる事項について公告しなければならない。

- ① 総合評価方式の方法による旨
- ② 総合評価方式に係る落札者決定基準
- ③ その他必要と認める事項

※総合評価方式による一般競争入札においては、総合評価方式に係る技術資料を提出し、かつ、簡易な施工計画の「施工上の課題」に対する記載内容が適正であることを入札参加条件とすることを明示する。

※「施工に係る技術提案」「簡易な施工計画」に対して、具体的な課題を指定する場合には、その内容を明示し、また、複数の課題の提出を求める場合においては、その課題ごとの配点についても明示しておくこと。

#### 【明示例】

評価項目	評価内容及び評価基準	配点	
簡易な施工計画	○○○に対する施工上の工夫	10点	40点
	×××に関して施工上の留意点	30点	

※主たる営業所の所在地を評価するエリアを明示しておくこと。

#### 【明示例】

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の地域性・社会性	災害協定への参加の有無	あり	5点
		なし	0点

## ○ 入札説明書

入札説明書(入札説明書を作成しない場合においては、入札公告)において、次に掲げる総合評価(技術提案)に関する事項について明示するものとする。

- ①技術提案資料の提出期限
- ②技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないこと。
- ③提案内容に不履行が認められた場合は、工事成績を減ずる措置を行うことがあること。
- ④性能等に関わる提案が履行出来なかった場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工を行わせること。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合等は、違約金の徴収を行うことがあること。
- ⑤説明会及びヒアリングを行う場合は、その日時・場所
- ⑥配置予定技術者の他の工事との、重複応札は認めないこと。(重複する工事それぞれが主任技術者の専任の義務を要しない工事、又はいわゆるJOの関係にある工事を除く。)入札が終了し落札者が決定するまでの間に、重複確認を行うこととし、重複が確認された場合においては契約を結ばないことがあること。
- ⑦標準型において、提案値を求める場合においては、市の標準施工方法

### 3 - 4 - 2 指名競争入札

指名競争入札において、総合評価方式による入札を行う場合には、次の各号に掲げる事項について通知しなければならない。

- ①総合評価方式の方法による旨
  - ②総合評価方式に係る落札者決定基準
  - ③技術提案資料の提出期限
  - ④技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないこと。
  - ⑤提案内容に不履行が認められた場合は、工事成績を減ずる措置を行うことがあること。
  - ⑥性能等に関わる提案が履行出来なかった場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工を行わせること。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合等は、違約金の徴収を行うことがあること。
  - ⑦説明会及びヒアリングを行う場合は、その日時・場所
  - ⑧配置予定技術者の他の工事との、重複応札は認めないこと。(重複する工事それぞれが主任技術者の専任の義務を要しない工事、又はいわゆるJOの関係にある工事を除く。)入札が終了し落札者が決定するまでの間に、重複確認を行うこととし、重複が確認された場合においては契約を結ばないことがあること。
  - ⑨標準型において、提案値を求める場合においては、市の標準施工方法
  - ⑩その他必要と認める事項
- ※「施工に係る技術提案」「簡易な施工計画」に対して、具体的な課題を指定する場合には、その内容を明示し、また、複数の課題の提出を求める場合においては、その課題ごとの配点についても明示しておくこと。

### 3 - 5 総合評価方式の入札

#### 3 - 5 - 1 技術提案資料の提出

総合評価方式に必要とされる技術提案資料(要領様式第1～6号)については、指名競争入札通知書によりあらかじめ指定された締切日までに、持参により提出するものとする。

技術提案資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、総合評価方式の技術評価資料の審査は、会社名を伏せて行うものとする。

#### 3 - 5 - 2 総合評価方式の入札

総合評価方式の入札は、指名競争入札通知書によりあらかじめ指定された日時に、本人又は代理人が出席して行うものとする。

### 3 - 6 技術提案の評価の方法

#### 3 - 6 - 1 客観的評価項目の評価

##### 【企業の評価】

企業の施工能力や地域性・社会性の客観的評価項目については、原則として市が保有するデータベース及び既存資料を活用して行うこととする。ただし、ISO9001 の取得状況については、締切日時点とその認定期間内であることを証明する書類の提出により確認するものとする。

##### 【技術者の評価】

配置予定技術者の能力に関する客観的評価項目については、資料の提出を求めるものとするが、評価は原則として市が保有するデータベース及びCORINSにより確認することにより行うものとする。

客観的評価項目の評価については、複数の職員による二重・三重のチェックを行い、入力ミスや確認ミスによる評価の間違いをなくすこと。(評価点数には、入札価格と同等の価値が生じる)

※富山県建設優良工事表彰の受賞経歴は、富山県建設技術企画課ホームページを参照する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1510/gi/yuuryou-kouji/yuuryou-kouji-mokuji.htm>

### 3 - 6 - 2 「施行に係る技術提案」及び「簡易な施工計画」の評価

提出された「施行に係る技術提案」及び「簡易な施工計画」(要領様式第1、2号)については、工事発注担当課が、評価(案)を作成するものとする。評価については、原則として判定方式で行うものとする。

技術提案(簡易な施工計画)の内容を、工事施工中に履行確認することを考慮し、評価にあたっては、「状況に応じて・・・する」「・・・検討する」等、後の判断に迷うような曖昧な表現や具体的な仕様および数値が記載されていないものについては評価しない。

なお、評価にあたっては、会社名を伏せて行うとともに、対外的に説明を求められた場合に説明が出来るように評価のポイントを整理しておくこと。

また、評価(案)については、入札までに選考審議会において審議を受けるものとする。

### 3 - 6 - 3 技術提案のとりまとめ

入札担当者は、評価された客観的評価及び技術的評価の点数を「総合評価に関する評価調書」に取りまとめる。

(参考) 総合評価に関する評価調書

## 3 - 7 総合評価の方法

評価項目ごとに最低限要求する要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案の内容に応じ、技術加算点を与える。なお、標準点を100点とし、技術加算点は、総合評価方式の型式に応じ評価し、付与するものとする。

なお、最低限要求の要件を満たさないと認められる場合とは、提出された簡易な施工計画や、施工に係る技術提案が、「課題を理解していない」「課題とかけ離れた内容である」「白紙である」と、認められる場合などが考えられる。

		評価項目の配点計(満点)	技術加算点(満点)
高度技術提案型		120～400点	30点～50点
標準型		160点	20点
簡易型	A	120点	15点
	B	60点	10点

また、技術加算点は、3-3評価項目及び評価基準等によって求められた評価項目の配点の合計点を、下記の式により換算して求めるものとする。

#### ○ 技術加算点の算出方法

$$\text{技術加算点} = \text{技術加算点の満点} \times \frac{\text{評価項目の点数}}{\text{評価項目の配点計の満点}}$$

※小数点3位を四捨五入し、小数点2位止めとする。

#### ○参考

計算(例)

簡易型Aで、評価点数を積み上げた結果、100点獲得した場合の技術加算点

$$\text{技術加算点} = 15 \times 100 / 120 = 12.50$$

評価値は、標準点に技術加算点を加えた技術評価点を入札価格で除する除算方式で求めるものとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点}}{\text{入札価格(百万円)}}$$

※入札価格として使う数は、百万円単位の数とする。

※評価値の有効数字は5桁とする。(端数処理は、四捨五入)

標準点: 要求要件を最低限満足する技術提案等について100点の標準点を与える。

技術加算点: 技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

○参考

計算(例)

技術加算点 11.25点 入札価格 30,650,000 円の場合

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (100 + 11.25) / 30.65 \\ &= 111.25 / 30.65 \\ &= 3.629690048 = 3.6297\end{aligned}$$

### 3 - 8 落札者の決定

落札者の決定は、以下の方法による。

1) 落札者は、下記の条件を満たす入札者のうち、評価値が最も高い者とする。

- ① 要求する要件を最低限満たしていること。
- ② 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- ③ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点(標準点)} \div \text{予定価格(単位: 百万円)}$$

2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該同額の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

※簡易型A及び標準型のように、具体的な配置予定技術者の氏名の提出を求めているものについては、入札が完了し、落札者を決定する前に、技術者の専任確認を行うものとする。なお、予定された技術者が配置できない場合において、同等以上の技術者が配置できない場合は、契約を結ばない。

### 3 - 9 評価内容の担保

#### 3 - 9 - 1 特記仕様書等への明示

総合評価方式において提出された技術提案(簡易な施工計画の内容)の履行を求めるため、特記仕様書に下記の項目を明示するものとする。

【明示例】

○ 請負者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた「技術提案(簡易な施工計画)」(小矢部市公共工事総合評価方式試行要領様式第1号、第2号)の内容を履行すること。請負者の責により履行できない場合は、小矢部市公共工事総合評価方式試行要領に基づき工事成績評定点を減点(標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)するものとする。

- 請負者は、入札時に提出した「技術提案(簡易な施工計画)」(小矢部市公共工事総合評価方式試行要領様式第1号、第2号)に記載した内容を履行すること。請負者の責により履行できない場合は、小矢部市公共工事総合評価方式試行要領に基づき工事成績評定点を減点(標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)するものとする。

### 3 - 9 - 2 施工計画書への明示

受注者は、技術提案(簡易な施工計画)の内容を履行するための具体的な方法及び確認の方法・時期を、施工計画書に明示し、監督員の確認を受ける。

### 3 - 9 - 3 ペナルティー

当該技術提案に記載された事項が履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行をおこなわせるものとする。ただし、再施工又は修補が合理的でないと認められる場合には、次の総合評価方式の型式の区分に応じ、それぞれ次の措置を講ずるものとする。

簡易型 : 成績評定の減点  
標準型 : 成績評定の減点 + 違約金の徴収  
高度技術提案型 : 成績評定の減点 + 違約金の徴収

#### ① 成績の減点方法

$$\text{成績の減点} = 10 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$$

$\alpha$  : 当初の加算点

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点

\* 虚偽の報告等悪質なものについては、15点を減点する。

\* 10点については、工事成績採点の契約違反等(義務不履行)の項目の配点

#### ② 違約金の算出方法

$$\text{違約金} = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

C : 当初の契約金額(円)

$\alpha$  : 当初の加算点

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点

#### ○参考

計算(例)

成績の減点

標準型で技術加算点が16点であり、請負額100百万円で落札された工事が、施工の結果、技術加算点が10点であると判断された場合

$$\begin{aligned} \text{成績の減点} &= 10 \times (16 \text{点} - 10 \text{点}) / 16 \text{点} \\ &= 10 \times 6 / 16 = 3.75 \text{点} \end{aligned}$$

違約金

$$(1 - (100 + 10) / (100 + 16)) \times 100 \text{百万円} = 5,172,413 \text{円}$$

### 3 - 9 - 4 履行の確認の方法

#### ①施工中の確認

総合評価方式の技術提案(簡易な施工計画)のうち、施工中に確認が必要であると認められる事項については、小矢部市請負工事成績評定要領でいう評定者が施工計画書に基づき、確認を行う。

確認によって、不履行が認められた場合においては、必要があれば選考審議会で不履行部分の審査を行なったうえで、評定者は、指示書により再施工修補又は工事成績の減点(標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)のどちらかの措置を指示する。

#### ②検査における確認

検査員は、技術提案(簡易な施工計画)に記載された提案のうち検査時に確認が必要とされる事項について、施工計画書に基づき検査を行うとともに、工事全体を通し、総合評価方式の技術提案の履行について確認する。

確認によって、不履行が認められた場合においては、検査員は他の評価員と協議し不履行部分の審査を行ったうえで、検査員が指示書により再施工修補又は工事成績の減点(標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)のどちらかの措置を指示する。

#### ③監督員が施工中の不履行を確認した場合

監督員が通常監督・段階確認時に総合評価方式の技術提案が不履行であることを確認した場合においては、監督員が他の評定者に報告し、評定者全員が総合評価方式の技術提案について確認を行う。

確認によって、不履行が認められた場合においては、必要があれば選考審議会で不履行部分の審査を行なったうえで、評定者は、指示書により再施工修補又は工事成績の減点(標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収)のどちらかの措置を指示する。

### 3 - 9 - 5 履行結果による工事成績等の評価

評定者は、工事完成検査後、総合評価方式の技術提案について、指示書等を確認し技術提案の不履行等が認められた場合においては、技術提案の履行結果に基づいた総合評価方式の評価(案)を作成し、選考審議会等が審議を行う。

評定者は、選考審議会による評価結果を基に工事成績評定書の作成を行う。

### 3 - 1 0 学識経験者からの意見聴取

#### 3 - 1 0 - 1 学識経験者からの意見聴取の進め方

##### ア. 学識経験者

あらかじめ委嘱された委員のうち、2名以上から意見を聴取する。同一工事に関する意見聴取は出来るかぎり同一の委員から行うものとするが、やむを得ない場合においては、この限りではない。

##### イ. 意見聴取の内容

###### ① 標準型・簡易型A

	内容	聴取時期	聴取方法	用意するもの
意見聴取	総合評価の適否	公告又は 指名前	会議（個別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事概要書</li> <li>・ 工事説明図</li> </ul>
	落札者決定基準 （総合評価の型式の選択）			
意見聴取	技術提案（簡易な施工計画）の 評価	入札前	会議（個別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価に関する評価調書</li> <li>・ 技術資料評価表</li> <li>・ 施工に係る技術提案評価表 （標準型）</li> <li>・ 簡易な施工計画評価表 （簡易型）</li> </ul>
意見聴取	落札者の決定	入札後	<b>メール等で報告</b>	・ 総合評価に関する評価調書

###### ② 簡易型B

	内容	聴取時期	聴取方法	用意するもの
意見聴取	総合評価の適否	公告又は 指名前	会議（個別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事概要書</li> <li>・ 工事説明図</li> </ul>
	落札者決定基準 （総合評価の型式の選択）			
意見聴取	落札者の決定	入札後	<b>メール等で報告</b>	・ 総合評価に関する評価調書

##### ウ. 意見徴収の事務

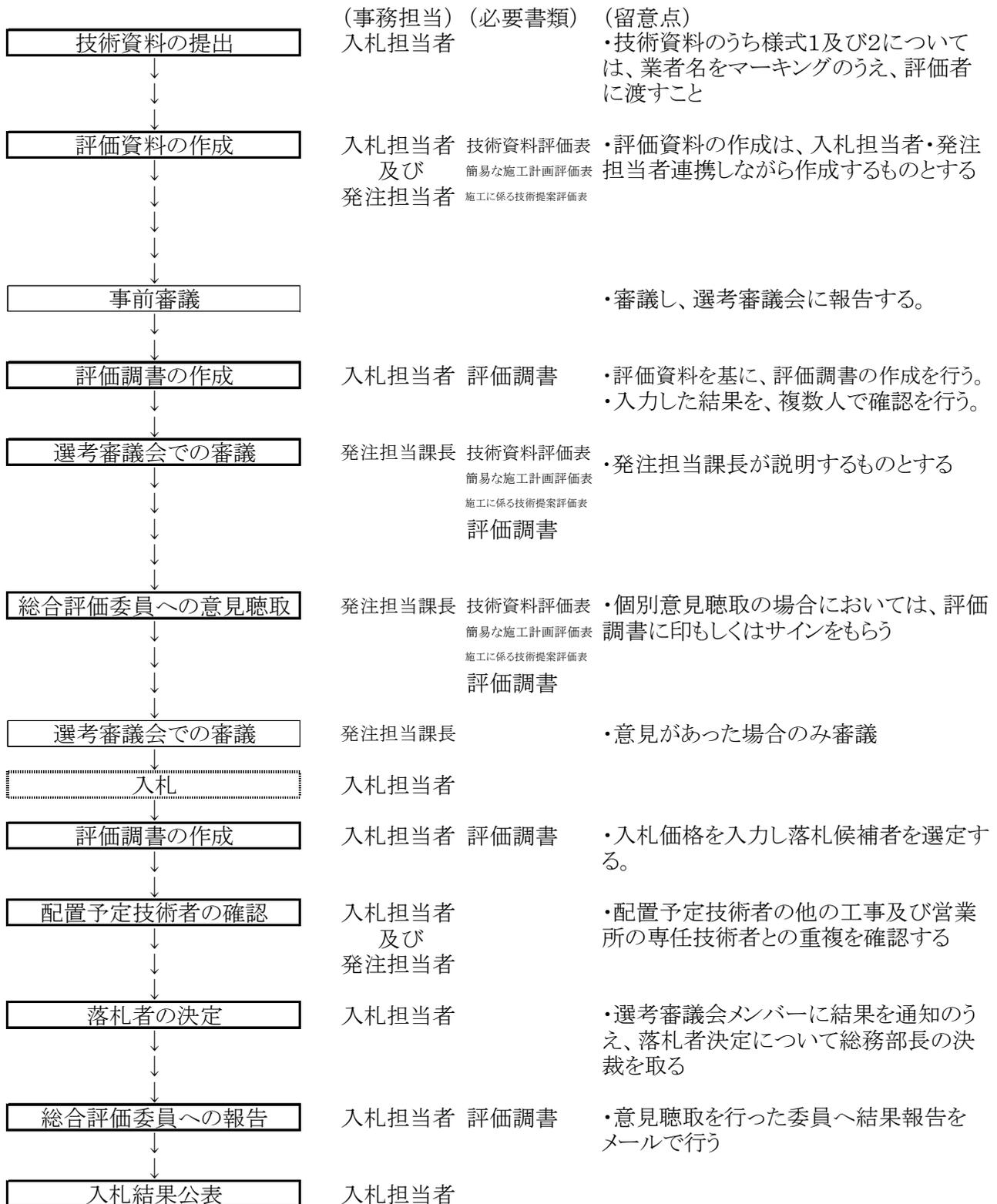
学識経験者からの意見聴取を行うための日程調整等の事務は、財政課で行うものとする。

#### 3 - 1 0 - 2 建設業者選考審議会又は建設工事等入札参加選考会

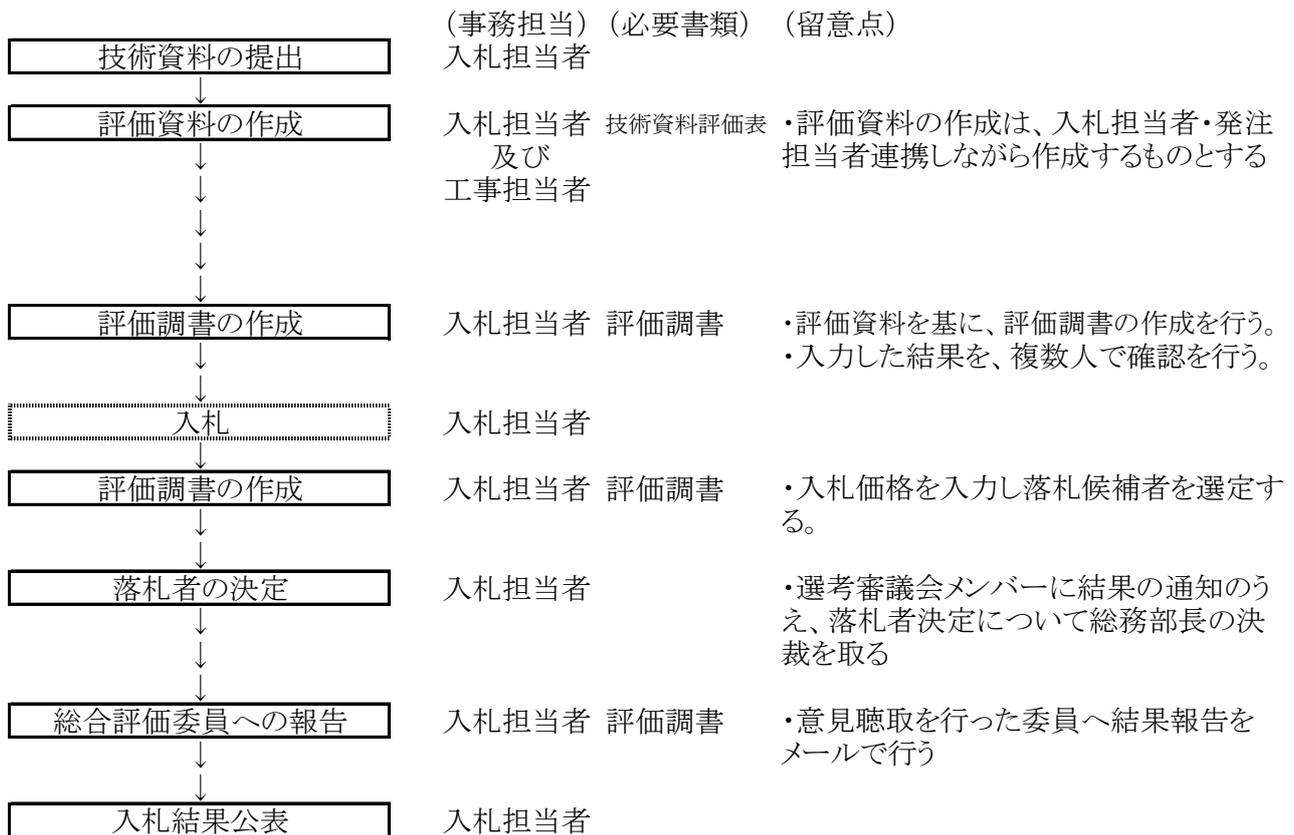
学識経験者からの意見聴取を行う前に、①総合評価の適否、②落札者決定基準（総合評価の方式）、③落札者の決定（技術提案の技術評価）に対する審議を行う。



■意見聴取②(標準型・簡易型Aの場合)



## ■意見聴取②(簡易型Bの場合)



### 3 - 1 1 入札結果等の公表

入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点等については、技術評価点及び評価値一覧表(様式例参照)を作成し、小矢部市ホームページ「入札案内」にアップすることにより公表する。

### 3 - 1 2 苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情処理については、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知することとし、さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明するものとする。

## 4 要領

(1) 総合評価方式試行要領

(2) 総合評価委員に関する要綱

## 5 総合評価に関する書式・様式集

(1) 指名通知書等(例)、別紙

(2) 提出様式

様式第1号 技術提案書

様式第2号 簡易な施工計画

様式第3号 企業の施工能力及び地域性・社会性

様式第4号 配置予定技術者の能力

様式第5号 企業の工事成績算出対象工事

様式第6号 配置予定技術者の工事成績算出対象工事

様式第7号 技術提案資料提出鑑

(3) 評価様式

① 工事概要書

② 技術資料評価表

③ 簡易な施工計画評価表

④ 総合評価に関する評価調書(簡易型 A)

⑤                    "                    (簡易型 B)

(4) 結果公表様式

① 技術評価点及び評価値一覧表